

公園占用料 新旧対照表

種別		単位	金額(改正後) R6.4.1～	金額(改正前) ～R6.3.31	
電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	第1種電柱	1月1本につき	280	280	
	第2種電柱		440	430	
	第3種電柱		590	580	
	第1種電話柱		250	250	
	第2種電話柱		410	400	
	第3種電話柱		560	550	
	その他の柱類		25	25	
電線その他これに類するもの	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき	3	2	
	地下に設ける電線その他の線類		2	1	
鉄塔		1月1平方メートルにつき	510	500	
変圧塔		1月1個につき	510	500	
簡易型携帯電話システム無線基地局		1月1個につき	250	240	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	26	25	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	36	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		55	54	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	72	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	250	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370	360	
	外径が1メートル以上のもの		740	720	
	通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの		1月1平方メートルにつき	300	290
	郵便差出箱及び信書差出箱		1月1個につき	210	210
公衆電話		1月1個につき	510	500	
標識		1月1本につき	410	400	
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1月1平方メートルにつき	840	820	
天体、気象又は土地観測施設		1月1平方メートルにつき	200	190	
工施用施設及び工施用材料置き場		1月1平方メートルにつき	1280	1250	
競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400	3,400	
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300	11,300	
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	
地域の催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	320	300	
地域の催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,500	1400	
保育所その他の社会福祉施設(政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。)		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	
その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める				